

指定管理者制度運用ガイドラインの改訂について(平成25年12月改訂)

1 ガイドライン改訂の理由

現行のガイドラインは、平成15年地方自治法改正により導入された指定管理者制度の運用を統一的な基準に基づいて行うため、指定管理者制度を導入する多くの施設が指定2期目を迎えることを契機として平成21年に策定され、運用されてきました。

ガイドライン策定から約4年が経過し、指定3期目を迎えるに当たり、指定管理者制度を導入している施設において、指定管理者制度の本来の趣旨である民間のノウハウを活かした運営によるサービスの向上、経費の縮減等の効果が得られているか、また、各施設における指定管理者制度の運用状況等を検証し、制度運用上の課題やガイドラインで定める手続等の記載が不明確な箇所を解消するため、ガイドラインを改訂するものです。

2 改訂の内容

(1) 指定管理者制度導入の是非に関する事項

指定管理者制度を導入している施設において、指定管理者制度を廃止して市の直営(業務委託を含む。)に戻すことを検討する場合の施設運営実績と指定管理による効果等を検証する際の視点と、直営に戻す場合の理由の公表等市の説明責任に関する規定を追加します。

【該当箇所：ガイドライン6ページ】

(2) 随意選定に関する事項

指定管理者の候補者の選定は、原則として公募により行うこととしていますが、その例外として随意による選定ができることとしています。随意選定のさらなる活用を図るため、随意選定を行う場合の選定手続における選定委員会の設置を廃止し、手続を簡略化します。

また、モニタリング要領の評価基準の見直しにより、モニタリングでの評価が高い場合は、次期指定管理者の選定において随意選定する場合の実証資料として利用できるように改訂します。

なお、選定過程の透明性を確保するため、随意選定とした理由と候補者を選定した理由を公表することとします。

【該当箇所：ガイドライン9ページ、基本協定書参考例19～22ページ】

(3) 指定管理料余剰金の取扱いに関する事項

指定管理料に残額が発生した際の取扱いを統一するため、修繕費や備品購入費など返還対象費目又は計画していた指定管理業務を実施しなかったことにより生じた不要額として市に返還させる経費と余剰金として指定管理者の利益とする経費の考え方を明確にするとともに、余剰金については、全てを指定管理者の利益とするのではなく、市と指定管理者で按分することを明記します。

また、生じた残額がこれらのどの経費に該当するかを判断するため、詳細な事業計画

書と収支予算書の提出を求め、その内容を十分に精査した上で指定管理料の額を決定すること、当該年度におけるモニタリングの徹底及び年度終了後の事業報告書等の精査することなどを明記することにより、指定管理料の精算における精度の向上を図ります。

【該当箇所：ガイドライン 8、13～16 ページ、基本協定書参考例 5、7、9、15、24、25 ページ、公募要項参考例 5、6 ページ】

(4) 指定管理料における人件費の取扱いに関する事項

指定管理業務に要する経費には、施設の維持管理費、人件費、事業費、事務費等が想定されますが、人件費については、指定期間を通して指定管理者が配置する職員の人数及び雇用形態の変更並びに職員の昇給による増加等を十分に考慮して額を積算することとし、指定管理者選定時に示された収支計画書に記載された額を基本として市と指定管理者との協議により定めた額とすることを明記します。

【該当箇所：ガイドライン 8、13 ページ、公募要項参考例 5 ページ】

(5) 選定委員会の会議録に関する事項

指定管理者の候補者を公募により選定する場合、選定手続の公平性、透明性等を確保するため選定委員会を設置することとしています。選定委員会の会議は、原則として公開しますが、応募者の有する管理運営のノウハウや信用情報に関する事項が取り扱われる場合には非公開とすることができます。選定手続の透明性等を確保するため、会議の公開・非公開の区分にかかわらず、会議開催後には会議録を作成し、その要旨を公開することを明記します。

【該当箇所：ガイドライン 11 ページ】

(6) モニタリング・年度評価に関する事項

モニタリングは、指定管理者による施設の管理運営状況を継続的に監視し、必要に応じて是正措置を行う上で重要な行為であると同時に、指定管理者の年度評価を行う上でも重要な指標となることから、ガイドラインにおいてモニタリング及び年度評価実施時の視点を明確にし、モニタリング要領の評価項目や評価の基準等を見直すことで、各施設において管理運営状況の適正かつ的確な評価を行うこととします。

【該当箇所：ガイドライン 17、18 ページ、基本協定書参考例 8、18～22 ページ、公募要項参考例 12 ページ】

(7) 応募資格要件例に関する事項

指定管理者への応募要件の一つに「税の滞納がないこと」がありますが、この要件を審査するために提出を求める納税証明書の税の範囲が明確になっていないことから、法人税、法人市町村民税及び法人都道府県民税に係る納税証明書（事業所が複数ある場合は、応募者の事業所に係るもの）の提出を求めることを明記します。

【該当箇所：公募要項参考例 8、9 ページ】